

29 園畜第 505 号  
平成 29 年（2017 年）7 月 3 日

長野県内水面漁場管理委員会  
会長 平林公男 様

長野県知事 阿部 守



長野県漁業調整規則の一部改正認可について（諮問）

このことについて、長野県漁業調整規則の一部改正について、漁業法第 65 条第 8 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

農政部園芸畜産課水産係  
(課長) 丸山秀樹 (担当) 大月育代  
電話 026-235-7229  
ファクシミリ 026-235-7481  
電子メール: [enchiku@pref.nagano.lg.jp](mailto:enchiku@pref.nagano.lg.jp)

## 長野県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

### 【改正理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項の規定により、地域における県行政を総合的に推進し、地域の振興を図るため、地方事務所の設置に関する条例（平成 20 年長野県条例第 49 号）を廃止し、地域振興局の設置に関する条例（平成 29 年長野県条例第 44 号）を定めて「地域振興局」を設置したことによる所要の改正を行う。

### 【改正内容】

#### 1 地方事務所を廃止し、地域振興局を設置することによる名称の変更

長野県漁業調整規則（昭和 45 年長野県規則第 35 号。以下「規則」という。）

第 2 条（書類の提出部数及びその経由）第 2 項に規定する当該所管名の変更を行う。【資料 1】

#### 2 施行期日

水産庁の認可後、速やかに公布し、即日施行する。

#### 3 平成 29 年 4 月 1 日施行とならなかった理由

地域振興局の設置に関する条例（平成 29 年長野県条例第 44 号）は平成 28 年 12 月 15 日に公布、平成 29 年 4 月 1 日に施行【資料 2】されており、これに伴い規則第 2 条第 2 項の改正が必要となるが、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は年 3 回（7 月、11 月、2 月）の開催としており、平成 29 年 2 月 13 日開催時の諮問、その後の答申を受けて、水産庁へ認可申請し、認可後には県報登載（週 2 回）により公布する必要があるが、諮問までの資料の準備等に要する期間が十分になく、事務処理上平成 29 年 4 月 1 日施行に間に合わないと判断したため、平成 29 年度当初の改正を見送ったところである。

このため、同年 7 月 21 日に開催予定の委員会への諮問・答申、水産庁の認可を経て、速やかに公布・即日施行する予定である。

なお、地域振興局設置前の規則に基づく申請書等の受理・許認可等の事務処理については、事務処理規則（昭和 39 年長野県規則第 5 号）に基づき地方事務所へ事務委任していたが、地方事務所が消滅したことから、現在は園芸畜産課が申請書等の受理・許認可等の事務処理を直接行っている。このため、規則を改正すると同時に事務処理規則を改正して地域振興局に事務委任を行い、従来の考え方を踏まえた申請・許認可手続等を整備する。

長野県漁業調整規則（昭和45年長野県規則第35号）一部改正新旧対照表

改正案	現行
(書類の提出部数及びその経由) 第2条 この規則の規定に基づいてする届出、申請又は願の提出部数は、正副2部とする。 2 前項に規定する書類は、その住所を所管する <u>地域振興局</u> の長を経由しなければならない。ただし、県内に住所を有しない者にあつては、直接知事に提出することができる。	(書類の提出部数及びその経由) 第2条 この規則の規定に基づいてする届出、申請又は願の提出部数は、正副2部とする。 2 前項に規定する書類は、その住所を所管する <u>地方事務所</u> の長を経由しなければならない。ただし、県内に住所を有しない者にあつては、直接知事に提出することができる。

6 平成30年3月31日までの間に次の表の左欄に掲げる県税事務所の長がした処分その他の行為（前項の規定により当該県税事務所の長がした処分その他の行為とみなされた行為を含む。）又は当該県税事務所の長に対してなされた申請その他の行為（前項の規定により当該県税事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなされた行為を含む。）のうち、同年4月1日以後において同表の右欄に掲げる県税事務所の長が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、同表の左欄に掲げる県税事務所の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる県税事務所の長がした処分その他の行為又は当該県税事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

左 欄	右 欄
長野県東信県税事務所上田事務所	長野県東信県税事務所
長野県南信県税事務所諏訪事務所	長野県南信県税事務所
長野県南信県税事務所飯田事務所	
長野県中信県税事務所木曾事務所	長野県中信県税事務所
長野県中信県税事務所大町事務所	
長野県総合県税事務所北信事務所	長野県総合県税事務所

（長野県県税条例の一部改正）

7 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則（第146条の2第1項を除く。）及び附則中「地方事務所長」を「県税事務所長」に改める。

第30条第1項、第39条の5第1項、第40条の13第1項、第94条第1項及び第106条第1項中「地方事務所の」を「県税事務所の」に改める。

（信州ものづくり産業投資応援条例の一部改正）

8 信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方事務所長」を「県税事務所長」に改める。

（別表第1）（第2条関係）

名 称	位 置	管 務 区 域
長野県総合県税事務所	長野市	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 塩科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
長野県東信県税事務所	佐久市	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
長野県南信県税事務所	伊那市	岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 脊椎市 茅野市 諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡
長野県中信県税事務所	松本市	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡

（別表第2）（第3条関係）

左 欄	右 欄
長野県総合県税事務所	中野市
長野県東信県税事務所	上田市
長野県南信県税事務所	諏訪市 飯田市
長野県中信県税事務所	木曾郡木曾町 大町市

税務課

地域振興局の設置に関する条例をここに公布します。

平成28年12月15日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第44号

地域振興局の設置に関する条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるとともに、地域における県行政を総合的に推進し、地域の振興を図るために、地域振興局を設置する。

（名称、位置及び管轄区域）

第2条 地域振興局の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(管轄区域の特例)

第3条 知事の権限に属する事務を円滑かつ効率的に行うため当該事務のうち特定の事務について一の地域振興局に他の地域振興局の管轄区域に係る当該特定の事務を分掌させる必要があるときは、前条の規定にかかわらず、当該特定の事務に係る地域振興局の管轄区域については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(地方事務所の設置に関する条例の廃止)

2 地方事務所の設置に関する条例（平成20年長野県条例第49号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に次の表の左欄に掲げる地方事務所の長がした处分その他の行為又は当該地方事務所の長に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において同表の右欄に掲げる地域振興局の長が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、同表の左欄に掲げる地方事務所の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域振興局の長がした处分その他の行為又は当該地域振興局の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

左 棚	右 棚
長野県佐久地方事務所	長野県佐久地域振興局
長野県上小地方事務所	長野県上田地域振興局
長野県諏訪地方事務所	長野県諏訪地域振興局
長野県上伊那地方事務所	長野県上伊那地域振興局
長野県下伊那地方事務所	長野県南信州地域振興局
長野県木曾地方事務所	長野県木曾地域振興局
長野県松本地方事務所	長野県松本地域振興局
長野県北安曇地方事務所	長野県北アルプス地域振興局
長野県長野地方事務所	長野県長野地域振興局
長野県北信地方事務所	長野県北信地域振興局

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

4 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 地域振興局

(創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部改正)

5 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項及び第2項中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(長野県食と農業農村振興の県民条例の一部改正)

6 長野県食と農業農村振興の県民条例（平成18年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。  
第31条中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

(別表) (第2条関係)

名 称	位 置	管 轄 区 域
長野県佐久地域振興局	佐久市	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
長野県上田地域振興局	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県諏訪地域振興局	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
長野県上伊那地域振興局	伊那市	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
長野県南信州地域振興局	飯田市	飯田市 下伊那郡
長野県木曾地域振興局	木曾郡木曾町	木曾郡
長野県松本地域振興局	松本市	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野県北アルプス地域振興局	大町市	大町市 北安曇郡
長野県長野地域振興局	長野市	長野市 須坂市 千曲市 塙科郡 上高井郡 上水内郡
長野県北信地域振興局	中野市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

行政改革課

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第 号

長野県漁業調整規則の一部を改正する規則

第1条 長野県漁業調整規則（昭和45年長野県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

園芸畜産課

# 長野県漁業調整規則

昭和45年5月25日  
規則第35号

改正	昭和47年3月21日規則第4号 昭和58年6月11日規則第28号 平成元年3月27日規則第3号 平成6年9月29日規則第40号 平成13年3月22日規則第4号 平成13年11月29日規則第54号 平成16年5月13日規則第32号 平成17年9月30日規則第55号 平成22年2月12日規則第2号	昭和57年9月27日規則第37号 昭和61年3月31日規則第12号 平成5年12月16日規則第36号 平成12年3月2日規則第2号 平成13年9月27日規則第46号 平成15年10月9日規則第58号 平成17年3月17日規則第8号 平成18年2月27日規則第3号
----	---	--

長野県漁業調整規則をここに公布する。

## 長野県漁業調整規則

長野県漁業調整規則(昭和27年長野県規則第2号)の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 水産動物の採捕の許可(第5条—第21条)
- 第3章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等(第22条—第33条)
- 第4章 罰則(第34条—第37条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令とあいまつて、水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。  
(書類の提出部数及びその経由)

第2条 この規則の規定に基づいてする届出、申請又は願の提出部数は、正副2部とする。

2 前項に規定する書類は、その住所を所管する地方事務所の長を経由しなければならない。  
ただし、県内に住所を有しない者にあつては、直接知事に提出することができる。

一部改正〔昭和61年規則12号・平成元年3号・15年58号・16年32号・17年55号・22年2号〕

##### (代表者の届出)

第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の選定又は変更の届出は、代表者選定届(様式第1号)又は代表者変更届(様式第2号)を提出して行なうものとする。

##### (漁業権等に関する申請)

第4条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出して行うものとする。

(1) 漁業法第8条第6項又は同条第7項の規定による認可の申請 漁業権(入漁権)行使規則認可申請書(様式第3号)又は漁業権(入漁権)行使規則変更(廃止)認可申請書(様式第4号)

(2) 漁業法第10条又は第22条第1項の規定による免許の申請 漁業権免許申請書(様式第5号)又は漁業権分割(変更)免許申請書(様式第6号)

(3) 漁業法第129条第1項又は同条第3項の規定による認可の申請 遊漁規則認可申請書(様式第7号)又は遊漁規則変更認可申請書(様式第8号)

2 前項の規定による申請書には、その申請の区分に従い、次の各号に掲げる関係書類を添えなければならない。

(1) 漁業権(入漁権)行使規則認可申請書

ア 漁業権(入漁権)行使規則

イ 当該規則の制定を議決した総会の議事録謄本(抄本)

ウ 漁業法第8条第3項又は水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第17条第2項の規定に該当するときは、当該条項に規定する同意書の謄本

エ 共有漁業権に係るものにあつては、共有者間の漁業権の管理及び行使に関する協定書の謄本

オ 入漁権行使規則の場合は、漁業法第44条に規定する書面の謄本

(2) 漁業権(入漁権)行使規則変更(廃止)認可申請書

